

令和5年あきる野市農業委員会 12月総会議事録

令和5年12月22日（金）午後1時30分、令和5年あきる野市農業委員会12月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、松村敏郎

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第4号議案 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

追加議案

- | | |
|-----|--|
| 第1号 | 農地法第46条の規定に基づく国有農地等の買受申込者に関する意見の照会について |
|-----|--|

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。あっという間に1年間は過ぎて、今年最後の総会となりました。本当にありがとうございました。後ほど全員協議会でも説明させていただくのですが、前年同様、肥料や燃料費がまだ高騰しているということで、そちらの上昇分を支援する事業の方もここで始めると思いますので、また詳細は後ほど説明させていただきます。それでは、ただ今から、令和5年あきる野市農業委員会12月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) はい。皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。このところ急に本格的な寒さがやってきて、ちょっとうっかりしてましたら、家の庭の水道も今朝凍っておりまして、破裂しなければいいなと思っていたのですが、コロナが落ち着いてきて、段々行事が復活してまいりまして、先月の29日と昨日、都市農地の研究会に参加して現地調査をしたのですが、大体が新規就農者中心の視察だったのですが、昭島、青梅、立川、その他いろいろ行ったのですが、かなり新規就農者の方は画期的と言いますか、やる気満々で、いろんな売り先も自分で開拓して、とにかくどんどん土地を借りて、どんどん生産して、どんどん売って、また、販路を開拓して行って、作った物を残さず売るとい、あの貪欲な精神というのはちょっと忘れかけていたなという気がして、刺激を受けました。それでいつも現地へ着きましたら、現地の新規就農者の方に説明をしていただくのですが、以前は3分も喋れば説明は終わって、あとは自由にどうぞという感じだったんですけど、今回は1人で30～40分、すごい胸に溜まっている事があったんでしょうね。そういう、熱意がもう溢れ出ているような方が何人かいます、これからの農業はああいう風になって行って、今までやってきた、私なんかやっているというほどじゃないですけど、どんどん置いて行かれちゃうなという気がしました。それで、あきる野市でも皆さん新規の方が頑張っていますので、ぜひこれから新規の方が更に増えて、現在新規でやっている方も頑張ってくださいまして、あきる野の農業を、大きく言えば日本の農業を、食料を支えていていただきたいと思います。本格的に寒くなってきましたので、皆さまお体に気を付けてまして、ぜひ来年は更に良い年をお迎えいただきますよう祈念いたしまして、挨拶を終わります。本日もよろしく願いいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、11月29日に「農地流動化現地研究会」が開催され、私と事務局1名が参加しました。12月21日に「都市農地流動化現地見学会」が開催され、私と事務局1名が参加しました。諸報告は以上でございます。本日の署名委員は米倉委員と大福委員になります。よろしく願いします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、橋本和夫委員より欠席の連絡がありましたので、農業委員13名、推進委員6名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受131について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和5年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受131 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受131について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。12月18日に野崎委員、及び事務局2名とともに現地調査に伺いました。地図は5ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

当該農地は●●●●●●●●●●さんのすぐ裏、北側になります。当該農地の更に北側も●●●●●●●●●●さんの農地になっています。今回の譲受人ですが、○○○○○○○○○○さんは、●●●●●●●●●●さんのことになります。ですので、この当該農地の南側と北側を●●●●●●●●●●さんがすでにお持ちになっていて、その間に挟まれた間口●メートルぐらいの細長い土地になります。当日、社長の○○さんがいらっしゃったので、少しお話ができました。元々、北側の土地を購入する時も、当該農地の購入の意志があったようなのですが、その時はちょっと購入ができず、今回の購入となったそうです。作付け計画としては、▽▽を採取するための花の栽培になるそうです。農地の現状なのですが、下草は刈られて、手入れがされていました。南側が●●●●●●●●●●さんの工場に面してしまっていて、なかなか日当たりが良くない場所になります。ただ北側も同じ●●●●●●●●●●さんの土地になりますので、一体として管理されるのであれば、特に問題はないかと思いましたが、以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受131について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受140についてですが、こちらは□□委員の関連案件となりますので、□□委員には一時退席願います。

(□□委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受140 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受140について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。18日に米倉委員、及び事務局2名、計4名で現地調査をしてみました。地図は6ページをお願いいたします。

(現地案内図 説明)

○○○-○の南側が●●●●●●●●●●と書いてありますけれども、こちらが○○さんの◇◇になります。

皆さんご存知だと思いますが、〇〇さんは●●●●●を経営されていまして、◇を直売所に出荷されています。〇〇〇-〇は今、〇〇さんがお持ちの土地と隣接しているような形になります。現状は南側半分ぐらいは、つい最近まで何かしらが作付けされていたというような跡がございました。また、東南の一番角の所にはブルーベリーが栽培されていまして、ブルーベリーの周りは単管パイプでしっかりとした柵が作られて、鳥除けのネットもかかっておりました。このブルーベリーはこのまま活かして使うというようなことをおっしゃっていました。また、北側半分ぐらいはこの時期特有の背の低い草がうっすら生えているような感じであったのですが、耕耘さえすればすぐ使えるような状態になっておりました。〇〇さんは◇◇業だけでなく、果樹等も直売所に出荷されていますが、こちらの土地ではメロンを露地で栽培したいというようなお話を、□□さんからもお聞きしました。現在お持ちの土地と地続きでもありますし、営農拡大には非常に良い場所ではないかなと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受140について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。では、□□委員に入ってください。

(□□委員 入室)

(議長) 続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和5年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。12月18日に事務局2人と私、3人で現地調査に行っていました。地図は7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況としましては、きれいに耕耘されて、いつでも作付けできるような状態でありました。私はここを毎日のように通る所でございます。〇〇〇〇さんはここをいつもネギ等を生産されております。何ら問題ないと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2の平沢分について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。では説明します。18日に事務局とはちょっと別行動で、1人で確認をしました。事務局の方でもこちらは確認していると聞いています。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは2筆ですが、現在、一体利用で耕耘されている状態になっておりました。きれいに耕耘されておりますので、問題ないと思います。よろしくお願います。

(議長) 続きまして、番号2の原小宮一丁目分について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) はい。私の方も12月18日に佐藤委員と事務局2名の計4名で現地調査に行っていました。地図は9ページになります。

(現地案内図 説明)

畑としては非常に広い畑で、東側半分にはハウスが建っており、そこではトマトが栽培されております。西側半分も非常にきれいに耕されておりまして、草一本ないような状態で管理されておりました。何ら問題ないと思いますが、どうぞご審議の程よろしくお願いたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員、武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちらでも18日に1人で見てまいりました。地図は10ページをご覧ください。現地は道路側から見ますと2メートルぐらいの擁壁の上にある形になります。周りは家に囲まれている所になります。現地の方ではトマトの栽培跡があるのと、葉物、ブロッコリー、ネギとか、細かな物がいくつか栽培されているのが見受けられました。以上です。報告を終わります。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。12月18日に事務局2名と嶋崎委員の4名で現地を確認して来ました。地図につきましては、11ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

当該地に隣接している住宅が申請者〇〇氏の自宅になります。そのようなことから耕作には最適な畑となっております。畑には〇〇〇、△△△ともに樹齢50年近くの梨の木が30本あり、数本はすでに枯れたためミカン等が植え付けられておりました。梨畑の一部は自家用のタマネギ、ダイコン、ノラボウ等が栽培されておりました。なお、当日は申請者にも立ち会っていただきましたところ、周りが住宅地であることから、機械の音や消毒に苦慮しているとのことでした。特に問題はないと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和5年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。18日に事務局2人と私、3人で調査に行ってみました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況としましては、ブロッコリーやサニーレタス、ハウレンソウ、コマツナ等が作ってありまして、一部ピーマンとナスの残渣がありました。私はこの家には、しばしば配り物だとかがあつて行ったりするのですが、〇〇〇〇さんが農業に従事していたことを私は以前から見ていますので、証明できると思います。以上です。よろしく願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の佐藤委員、説明願います。

(佐藤委員) はい。先日18日に事務局2名と武田委員と私の4名で現地に行つて来ました。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇には柿の木が12本、△△△-△には大きな栗の木が11本、若くて少し小さめな栗の木が6本植えられています。また、イガなどもきれいに隅に片付けられていました。道路側の手前にはイチゴも植えられていて、草などもきれいに取られていて、亡くなられた〇〇さんが管理されていたように見受けられました。以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と佐藤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和5年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) それでは、現地調査について報告をさせていただきます。地図は14ページをご覧ください。12月18日、大福委員、事務局2名と私の4名で現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

農地の現況といたしましては、北側半分が大体ノラボウ、コマツナ、ハウレンソウ、カブなどが植え付けられておりました。南半分は耕耘をした後で、1ヶ月ぐらい経過しているようなので10センチぐらいの青草が全面を覆っているような状況でした。トラクター等で耕耘すればいつでも作付けできるような状態となっておりました。また、本案件は東京都農業会議が中間保有をするという案件でありますので、事務局より追加して説明をお願いしたいと思ひます。

私からの報告は以上です。

(議長) では事務局より、補足説明をお願いいたします。

(事務局) はい。今回、中間管理機構、東京都農業会議がこの畑を借り受けるというものになっております。本来であれば農業者の方がここには入ってくるんですけども、今回借りる予定の方が、これから認定新規就農者の資格を取る予定の方になりまして、その方がまだ資格を取れていないということで、その資格を取るまでの間、農業会議の方で畑を借りて、代わりに管理をするというものになっております。ちなみに、その認定の時期なのですが、来年の3月の担い手支援協議会という、認定農業者と認定新規就農者の認定をする会で認定を受けましたら、その後今度は農業会議から農地を借りる方、〇〇さんという方になるのですが、その方に貸借を行う案件をもう一度、この総会でお諮りさせていただく予定になっております。説明につきましては以上となります。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(山崎勇委員) ちょっと教えてもらいたいですけど、3月で認定を取ってから一緒に、という訳にはいかない案件なのでしょうか？

(事務局) 元々、こちらの畑が去年、□□さんに貸していた畑になっておりまして、ここが賃貸借で借りていたこともありまして、それが切れると賃料の支払いも滞ってしまう関係で、ちょっと農業会議と相談した結果、中間保有をするという話になりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・あの、このケースは初めてですけど、こういうことが将来的には出て来そうなんですかね？

(事務局) そうそうは出ては来ないと思いますが・・・

(事務局長) でも、所有者ができなくて、相手先が見つからなかったとしても、農業会議が一時的に保有して、お金を出して、全部管理をしてもらえる制度なので、場合によっては出てくる可能性も・・・

(小川委員) その、借りるという人が認定新規就農者にならないと貸借ができない、ということだと思っただけど、経費が出る訳だよな？年、●,●●●円。その経費、東京都農業会議というところが、持ってるんですか？それ、どういう状態なのか説明して欲しいのですが・・・。普通だと、農業会議、中間管理機構は仲を取り持ってくれるだけで、経費の負担はないんじゃないかなという気がするんだけど。

(事務局) 一応今回、中間保有については、賃料の支払いは農業会議の方が支払うということになっております。

(小川委員) それで、□□さんの契約が切れたのは何月なんですか？

(事務局) この12月末で切れます。

(小川委員) と言うことは、3ヶ月間だけ農業会議が払う、●,●●●円のうちの3ヶ月分ぐらいを払うという話になるのでしょうかね？

(事務局) そうですね。

(議長) 農業会議がいつぺんに払っというて、〇〇さんが4月からは農業会議にその按分した額を払うってこと？

(事務局) そういうことになります。その後、農業会議から△△さんに払う。いったん〇〇さんが

中間管理にお金をお支払いして、中間管理から所有者の方にという・・・中間管理は基本的にそういう流れですね、全部。

(議長) あの、さっきの説明で、□□さんの契約が12月に切れるので、なんか、その切れ目を繋ぐような感じの・・・

(事務局) 繋ぐような形です。

(議長) そういうことをしなきゃいけないの？その、3ヶ月空いてて・・・

(小川委員) 認定新規就農者にならないからだよ。

(議長) だから、ここで、中間管理の、この農業会議が借りないで、1月から3月まで空いてると言うか、フリーと言うか・・・それで、〇〇さんの認定が通ったら4月からという風にはできない訳？4月から新規でやれば。

(嶋崎委員) ひとつ、いいですか？話を聞いてると、ややこしいのか、おかしいのか、良く分かんないんだけど、何で中間管理が肩代わりして借りなきゃいけないんですか？そこなんだよね。普通は認定農業者になってから、きちんと手続きして土地を借りるのが当たり前なんだよね。

(議長) そうですね。

(嶋崎委員) でしょ？それをなぜ、認定農業者になるかならないか、まだ分からない訳ですよ。

3ヶ月後にならないと。それを何で先に手当してやらなきゃいけないのか。まず、そこだと思っただよね。どうなんですか？その辺は。

(議長) ちょっと特殊なケースにはなる。先に借りる人を見つけといて、それで貸す土地ないかという、今まではそういう流れで来てるんですけど、今回ちょっと珍しいなどは。もう畑があって、あの人が借りるので、ということで、右から左みたいなのをいつもやってたんですけど、今回はちょっと珍しいケースだなという感じですね。しかし、本来はこれなんですってね。中間管理機構は溜めといて、借りる人いませんか？じゃあ、貸しますよ、というのが本来なんですけど、今まで実際にやってきた運用は、借りる人がいます、どこか畑はないかと探して、ほぼ同時にやってたので経費はかからなかったんですけど、ただ、法の趣旨からすると本来はこういう感じ・・・

(事務局長) これが正しいんです。

(議長) ただ、こうして議案で出たのが初めてなので、おかしいじゃんか、という話になるんですけど、本来は集めといて、借りる人いませんか？というのが始まりで、始まった制度なんですよ。

(嶋崎委員) だよ。

(野崎委員) ストックしといて、それで中間管理機構として。

(議長) ここで管理してて、借りたい人がいたら、ここありますよ、というのが本来の趣旨だったんですけど、今まで運用が、借りる人を見つけといて、畑を最後に見つけて、ここどうですか？という感じだったんですよ。だから本来のやり方と言えば、本来のやり方ですね、これが。

(事務局長) まあ、そうですね。

(山崎勇委員) 本来ならこう、間口として持ってなきゃ・・・

(議長) そう。多分溜めておくという趣旨なんですよ。

(大福委員) すみません。あの、借りる方が今度新規就農で審査を受けて、そのタイミングで認定

が取れて、そのタイミングから今度は5年間とか3年間になるんですかね？

(事務局) はい。

(大福委員) それで、今回、契約期間が1回5年で切ってますけど、これが1回止まっちゃって？

(事務局) 4年9ヶ月ぐらいに・・・あくまでも、△△さんから借り受けているのが5年間になりますので、△△さんから借り受けている5年間というのは替わることなく、そこから借りている方の名義が換わるようなイメージですかね。

(大福委員) と言うことは、残りの、今回3ヶ月後に借りるのであれば、4年と9ヶ月？

(事務局) そうですね。

(大福委員) では、先ほどの農地バンクみたいな話になれば、一回プールしてある訳なので、残りの期間という訳じゃなくて、相手が決まった段階でもう一回契約し直してみたいな感じのイメージがするんですけど。

(事務局) 一応、今回のこの中間保有というのが、農業会議が集めるものと、農業会議の方から農家さんに渡すという2段階になって、それがもう完全に別々、本来は別々に行われるものなので・・・

(事務局長) じゃあ、他もそうってことでしょ？

(事務局) 他も本当はそうです。

(事務局長) 名前は出て来てないけど。

(議長) 本来、これなんですよ。本来は本当にこういう感じなんです。全部中間管理機構が土地を集めて、新規なり、借りたい人いませんか？ということ聞いて、借りたいのでお願いしますという人に、じゃあこどうですか？とやるのが。これが本来の中間管理機構の・・・

(山崎勇委員) あの、なかなか、話し合いも埒が明かないようなので、これ、もしあれだったら、農業会議に今出た質問あたりをぶつけながら、少し整理したのを、次の回でもちょっと話でもしてもらえれば、すっきりするんじゃないの？

(小川委員) うん、それでいいよ。じゃあ、保留で、会長決定にする？

(野崎委員) いいですか？そういう仕切りでいいと思うんですけど、農業会議が中間管理として賃貸借をしたい訳ですよ？

(議長) 今回、そうですね。

(野崎委員) だから、その辺で農業会議からこれがうちの方に上がって来ている訳ですから、農業会議に確認することはいいと思うんですけど、農業会議と△△さんが賃貸借契約をすることについて、いいかどうかの判断はやっぱり出してあげないと、農業会議も困っちゃうんじゃないかなと・・・

(事務局長) 今回、この案件に関しては、事務局が農業会議に経過の話をして、確認して、12月末までに切れないようにどうにかして・・・

(野崎委員) いったんはだから結論を出して、早い段階で・・・

(事務局長) はい。12月末までに農業会議から確認したものを調整して、そこで会長と野崎さんとでOKするかどうかということで。

(野崎委員) 確認することはぜひやってもらって。

(事務局長) やらせていただきます。

(議長) また、でも、次回説明に来られない？中間管理機構のことを、もうちょっと説明してもらおうということで。

(事務局) この案件とは別に、農業会議に説明してもらおうということで、分かりました。

(事務局) 次回、経過の報告と農業会議の方にご出席いただいて、ご説明という形で。

(議長) 農業会議が手伝いに来ていますので、今日はいないらしいのですが、この総会の会議に合わせて来てもらって、説明してもらおうということで。今回初めてのケースですけど、将来的にこういうのが出てくる可能性もあるので、よく伺っておきます。

(栗原委員) ついでに確認なんですけど、仮にその3月までの間に、新規就農予定の方以外の人が借りたいですと手を挙げた場合、どういう扱いになるのかということも、聞いておいてもらっていいですか？

(事務局) それはできると思いますね。

(栗原委員) 本来はできるはずですよ？

(事務局) 先に手を挙げればできるよね？

(議長) まあ、先着順ってこと・・・

(事務局) しょうがない。

(栗原委員) 先約があるからダメだよ、というのは？

(事務局) それは言えない。

(事務局) 断る理由がないので。

(栗原委員) そこを確認しておいてください。

(事務局) はい。分かりました。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、この件は一任されるということで、承認させていただきます。続きまして、追加議案が提出されておりますので、そちらを審議いたします。追加議案第1号、収受188について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、お配りしてございます資料の1ページ目をご覧ください。追加議案第1号、農地法第46条の規定に基づく国有農地等の買受申込者に関する意見の照会について。下記の買受申込者については、農地法施行規則第95条に規定する国有農地等の買受者として妥当である旨の意見を回答する。令和5年12月22日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(追加議案第1号・収受188 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受188について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。18日に事務局2人、私の3人で現地調査に行ってまいりました。地図は2ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

今回、国有農地を買い受けるということですが、申込者のこの〇〇さんは〇〇〇〇番の西側も2ヶ月前に3条で取得しています。現況としましては、ブロッコリーやレタス、コマツナ、ハウレンソウ等、草1本なく、きれいに作付けしていました。以上です。よろしくお願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ござい

ますか？

(小川委員) 何でこの土地だったんですかね？素朴な疑問。教えてください。

(事務局) 国有農地って、農地解放時代に国が買い上げた土地があって・・・

(小川委員) だけど、ここだけ？

(事務局) ここだけです。

(小川委員) すごい狭い所。

(事務局) 狭いのですが、ここだけで、周りは全く一般の所有者のものです。

(事務局) ここだけというか、細かいのから大きいのまで、いろいろありますから、筆毎でやっていますから、特にここが小さいだけで、特に理由はないと思います。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・これはどういう制度なのですか？あんまり出て来ないですけど。

(事務局) 国が持っている国有農地、東京都が管理しているんですけど、そこを売りたい人がいれば売り払うことができます。それには農業委員会の方で、この人が農地を取得するのに妥当かどうかという意見をもらって、東京都に返すと、取得ができるという。

(議長) 営農拡大したいという人が・・・

(事務局) 国有農地を買うこともできます。

(議長) 大体近所の人が分かるんでしょうかね。ここは国有農地だとか。

(事務局) そうですね。

(議長) じゃあ、申し込みをして、この会議通れば買うことができる。

(事務局) まあ、一番始めは元地主で・・・

(議長) そうですね。

(事務局) 元地主が買わなければ、次の人が買えるという。

(大福委員) あの、この〇〇さんなのですが、所有している農地の面積はどれほどなのでしょう？

(事務局) 10月に3条で0㎡から●●㎡取得していますので、現在●●㎡の畑を所有しています。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか？

(嶋崎委員) ちょっといいですか？国有地の場合には、「国有農地の買受者として妥当であるかどうか」という質問なんですけど、何か特別、別な何かあるのですか？

(議長) 法はもう、面積要件なくなっちゃったし・・・

(事務局) 面積要件等は全くついていないのですが、農地法施行規則第95条に規定する買い受けの条件というのがございまして、読み上げますと、「当該売払対象となる農地又は採草放牧地を取得して当該農地又は採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行うことが認められる者」と規程されております。なので、ここを取得して農業ができるかどうか、ということの判断にはなるのですが、今回の場合で言うと、畑を他にも所有していて管理状態も良好であるということが、ひとつ証拠にはなるかと思えます。

(嶋崎委員) 分かりました。

(山崎健委員) いいですか？あの、国有農地のこと、私よく分からないんですけど、国有農地とか、それまで国が保有して、今も保有している訳ですから、耕作等は行われていなかったという風

に考えていいのですか？

(事務局長) 今回の場所に関しては、実際のところ、〇〇さんが国有農地だということを知らなくて、隣と一緒にだと思って使っていたという状況もあって、それで判明して、では今回買い受けますということで、ここで・・・

(山崎健委員) じゃあ、他も、あきる野市にあった場合は、そういう可能性がある。それで何もしてないよ、という可能性もある訳ですか？

(事務局長) そうですね。草刈りだけの所もありますね。

(議長) 五日市もそういう所があって、やっぱり苦情があって、草をやっと刈っているような状態。

(山崎健委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、農地法施行規則第95条に規定する国有農地等の買受者として、妥当である旨の意見を回答することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、収受189について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(追加議案第1号・収受189 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受189について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。現地調査は19日に私単独で行ってまいりました。地図は3ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑に行くまでの道も細い道なのですが、現地の方、中の方に入って確認してきました。最近耕耘されたような状態で、農地として使える状態になっておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 年齢が●●歳なのですが、現在●,●●●㎡持っていて、今回の●●●㎡を足すと、●,●●●㎡ぐらいになるんだけど、本人ができるのかどうなのか。先ほどの農地法施行規則第95条に規定する要件ではね、達しないと思うんだよね。

(事務局) こちらについて、ご本人様に直接お電話で確認させていただいたところ、ご本人様のすぐ隣に娘さんご夫婦が住んでいらっしゃいまして、お孫さんもちよくちよく手伝いに来てくださるということで、農作業についても精力的にやったださるのが娘さんご夫婦でございまして、現在こちらの国有農地についても正式に借り受けをされてまして、管理もされているところで、他の畑も全て回らせていただいたのですが、特段荒れているような農地は見受けられず、しっかりと耕作をされているように見受けられました。

(小川委員) お話は分かりましたが、5,000㎡の枠がなくなったんで、耕作ができるような人にね、なんて言うのかな、申し込みを・・・

(事務局長) ここは元々国有農地で、この方が長年ずっと借り受けて耕作していたんですよ。それ

で、少し前にこの北側の国有農地を□□さんという方が購入したと同時に、こちらも購入するということになって、今回上がって来た案件で・・・

(事務局) 公に借りる方を募集したというよりは・・・

(事務局長) 公ではできないので。借りている人しか。

(事務局) 借りている方にしか・・・

(小川委員) じゃあ、前の地主か、耕作者じゃないと、基本は買えないと。

(事務局長) はい。

(小川委員) そういう、とりあえず、枠があると。

(事務局) なおかつ、今回は後継者的な部分にも問題はなさそうであるというのは、所感としてございます。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、農地法施行規則第95条に規定する国有農地等の買受者として、妥当である旨の意見を回答することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会12月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、1月25日、木曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時46分